

平成二十一年九月三十日

第十三回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

東京都中央卸売市場

日時 平成二十一年九月三十日(金)

午後一時三〇分

場所 京王プラザホテル四十七階

あけぼの

出席者

委員 青山和夫

元東京都中央卸売市場長

井口幸吉

東京都青果物商業協同組合理事長

伊藤興一

東京都議会議員

伊藤裕康

東京都水産物卸売業者協会会長

伊藤宏之

東京魚市場卸組合連合会会長

伊野瀬十三

東京都生活協同組合連合会専務理事

大澤誠司

東京青果卸売組合連合会会長

大武勇

東京都水産物小売団体連合会会長

岡田眞理子

東京都議会議員

小池潔

東京都花き振興協議会副会長

齋藤壽典

社団法人大日本水産会常務理事

桜井浩之

東京都議会議員

笹本ひさし

東京都議会議員

島田美太郎

東京都食肉事業協同組合理事長

幹

事

鈴木 あきまさ 東京都議会議員

武井 喜一 東京中央市場青果卸売会社協会副会長

寺田 佳正 公認会計士

根本 浩歩 京浜地区青果卸売会社従業員連絡協議会事務局長

羽根川 信 築地市場労組従組連絡協議会副議長

兵頭 美代子 主婦連合会参与

細川 允史 酪農学園大学教授

三島 勝治 東京都花き振興協議会会長

岡田 至 中央卸売市場長

後藤 明 中央卸売市場管理部長

大拙 秀次 中央卸売市場参事（市場政策担当）

横山 宏 中央卸売市場参事（調整担当）

野口 一紀 中央卸売市場新市場担当部長

宮良 眞 中央卸売市場新市場建設調整担当部長

砂川 俊雄 中央卸売市場参事（新市場建設技術担当）

黒川 亨 中央卸売市場参事（特命担当）

大橋 健治 中央卸売市場事業部長

小川 誠一 福祉保健局市場衛生検査所長

萱場 明子 中央卸売市場管理部総務課長

松村 大 中央卸売市場管理部市場政策課長

書

記

〃	〃	〃	〃	〃	〃
飯田一哉	大里直恵	石田望	熱田秀	田中賢也	南雲昇
中央卸売市場管理部財務課長	中央卸売市場管理部新市場建設課長	中央卸売市場管理部副参事（広報・計画担当）	中央卸売市場管理部食肉事業推進担当課長	中央卸売市場事業部業務課長	中央卸売市場事業部施設課長

第十三回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

午後一時三〇分 開会

開
会

司会（田中） お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから第十三回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会を開催いたします。

本日、委員の皆様方には、ご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は当協議会事務局を務めております東京都中央卸売市場事業部業務課長の田中でございます。よろしく願いいたします。

それでは、まず会議に先立ちまして、定足数の確認をさせていただきます。本協議会は、条例の規定によりまして、委員の半数以上の出席によって成立することになっておりますけれども、ただいま協議会委員定数二十八名中二十三名の方に出席をいただいております。定足数に達しておりますので、本会は有効に成立をしておりますので、開催をさせていただきます。

なお、本日は五名の方から、あらかじめ欠席の申し出をいただいております。欠席は、磯村委員、椎名委員、高野委員、寺内委員、そして藤島委員でございます。

次に、お手元に配付させていただきました資料の確認をさせていただきます。順番に、本日の協議会の次第がございます。次に協議会の委員の名簿がございます。そして幹事・書記の名簿がございます。そして協議会の本日の

座席表がございました。この座席表の中で、座席表の左側の一番下、空欄になっておりますけれども、中野委員が抜けております。おわびして訂正をさせていただきます。そして次が、諮問文の写し。そして審議事項の冊子がございます。そして四週八休型休日試行に関するアンケート調査集計結果、そして集計結果の概要というものがございます。そして報告事項がございます。これで以上でございます。お手元がない場合は、お申し出いただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。以上、資料の確認でございました。

それでは、青山会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

青山会長 会長を仰せつかっております、青山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから第十三回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会を開会いたします。皆様には、ご多用のところご出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日の議題は、東京都知事より付議されました諮問内容についての審議でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

新委員紹介

青山会長 それでは、ここで新しく就任された委員の方々をご紹介申し上げます。前回の協議会以降に就任された方々でございます。初めに、岡田眞理子委員でございます。

岡田委員 岡田でございます。よろしくお願いいたします。

青山会長 小池潔委員でございます。

小池委員 小池でございます。よろしくお願いいたします。

青山会長 桜井浩之委員でございます。

桜井委員 桜井でございます。よろしく願います。

青山会長 笹本ひさし委員でございます。

笹本委員 笹本でございます。よろしく願います。

青山会長 根本浩歩委員でございます。

根本委員 根本です。どうぞよろしく願います。

青山会長 そして、三島勝治委員でございます。

三島委員 三島でございます。よろしく願います。

青山会長 以上、六名の方が新しく委員となりました。どうぞよろしく願います。

また、引き続き委員をお願いしております方々につきましても、恐縮ですがお手元にお配りしてあります協議会委員名簿をもちましてご紹介にかえさせていただきます。

市場長あいさつ

青山会長 それでは、お手元に配付されている協議会の次第に従いまして、会議を進めさせていただきます。

議事に先立ちまして、初めに岡田至市場長からごあいさつをお願いいたします。市場長、よろしくどうぞ。

岡田市場長 去る七月十六日付で、中央卸売市場長に着任いたしました岡田でございます。よろしく願います。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、第十三回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会にご出席いただきましたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。さて、卸売市場をめぐる環境は、市場外流通の進展ですとか、出荷者及び小売業の大型化や調理済み食材、惣菜などの中食の増大に見られます食生活の変化などを背景とした

しまして、厳しい状況が続いてございます。

また、昨年の9月のリーマンショックに端を発した景気低迷は、ことし9月の政府月例経済報告におきまして、個人消費におきましては、このところ持ち直しの動きが見られますが、家計の実質消費支出は減少しております。これと合わせるように、卸売市場におきます水産、青果及び花き食肉の各部門の一月から八月まで取扱量は、前年の同時期と比べまして減少してございまして、厳しい状況に依然変わりはありません。こうした事態の打開には、何よりもまず経済の回復が望まれるところでございますが、市場自身の努力、市場の活性化、競争力の強化に向けた取り組みを展開していく必要がございます。そのため、東京都といたしましては、食の安全安心の確保、効率的な物流の実現を目指しまして、豊洲新市場の整備の推進、大田市場では青果部の屋根付き積み込み場の建設、食肉市場では、市場棟衛生対策工事ですとか、世田谷市場の卸売場の低温化施設などの施設整備を推進しているところでございます。

また、ソフト面といたしまして、市場関係業者の活性化という視点から、今年度より仲卸業者の団体やグループなどが小売業者と連携した新商品の開発ですとか、販路拡大の取り組みなど、広くビジネスチャンスの拡大につながる事業を行う場合につきまして支援を始めているところでございます。

さらに、流通環境に柔軟に対応していくため、昨年ご審議をいただきました卸売業者の販売委託手数料の弾力化につきましても、本年二月に各卸売業者より、委託手数料率の届出を受けまして、本年四月より新しい制度による運用を開始したところでございます。今後とも東京都は、市場関係業界の皆様方と協議しながら、卸売市場の活性化、競争力の強化に努めてまいりたいと考えてございます。

さて、本日ご審議いただきますのは、東京都中央卸売市場の平成二十二年におきます臨時休業日と臨時開場日の設定についてでございます。卸売市場の臨時休業日及び臨時開場日につきましては、昨年より実施いたしております水産部及び青果部における四週八休の試行結果を勘案するとともに、全国の中央卸売市場の開設者で構成いたしております全国中央卸売市場協会における議論などを踏まえまして、業界と協議を重ねた上で、諮問案として本日ご提出させていた

できます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりまして、私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願い申し上げます。

青山会長 岡田市場長、ありがとうございました。

議事

一・審議事項 平成二十二年における臨時休業日及び臨時開場日の設定について

青山会長 それでは、これより諮問事項の審議に入らせていただきます。

諮問事項は、お手元の諮問文の写しにあるとおり、平成二十二年における臨時休業日、及び臨時開場日の設定についてであります。花き部、食肉部、水産物部、及び青果部、それぞれの案が提出されております。まず初めに、花き部の案につきまして事務局の説明をお願いいたします。

大橋幹事 それでは、私からご説明させていただきます。恐縮でございますが、資料、審議事項の最後のほうになります。8ページをごらんいただきたいと存じます。東京都中央卸売市場条例（抜粋）が掲載されておりますけれども、この中程、第七条におきまして、市場の休業日を定めております。市場の休業日は、日曜日と国民の祝日、それに年末年始と定められておりますが、知事は随時に休業日、または開場日設けることができることとなっております。この臨時の休業日と開場日を設定するに当たりましては、できるだけ業務実態に即したものとするため、各業界の自主的な協議、調整を踏まえ、まとまった案を当協議会にお諮りしております。

それでは戻りまして、審議事項の1ページをごらんいただきたいと存じます。

花き部につきましては、東京都花き振興協議会が取りまとめたものをもとに提案してございます。現在花き部は、

北足立、大田、板橋、葛西、世田谷の五市場に設置されております。平成二十二年の設定の考え方でございますが、まず臨時開場日につきましては、花き部の取引が年間を通して切花が月水金、鉢物が火木土の各曜日に行われております。このため、国民の祝日も臨時開場日とし、それに加えて、松、千両の取引日といたしまして、十二月の日に開場日を設定するという考え方です。

臨時休業日につきましては、市場ごとに花きの需要特性を考慮いたしまして設定することといたします。こうした考え方に従いまして設定いたしましたのが、第二に記載してある臨時開場日と臨時休業日でございます。臨時開場日は、全市場共通で一月四日をはじめとする十七日間です。このうち、十二月五日日曜日は松市、十二月十二日は千両市でございます。臨時休業日につきましては、八月十四日土曜日、十二月三十日木曜日を設定するほか、北足立市場が二日、大田市場が一日など、市場の特性に基づきまして記載のとおり設定いたしました。カレンダーは二ページのとおりでございます。

以上でございます。

青山会長 花き部の案についての説明は終わりました。ご意見、ご質問がありましたお願いいたします。

兵頭委員 第二の平成二十二年の実施日ということの、二の臨時休業のところ、板橋市場だけが五十二日という、ほかの市場と比べて大変大きく臨時休業日が多いように思いますが、何かご事情があるのでございませうか。

青山会長 事務局いかがですか。

大橋幹事 板橋市場の木曜日、これは鉢物を扱う日でございますけれども、鉢物を扱う需要がそれほどないということ、従前から毎週木曜日は臨時休業日とさせていただいております。

青山会長 兵頭委員、おわかりになりました。

兵頭委員 これ数えましたら四十八日……、五十二日になりますね。三十一日がありますので、わかりました。

青山会長 どうもありがとうございます。ほかにご意見、ご質問ございませんか。

ないようでございますので、この案のとおり決定させていただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

青山会長 ありがとうございます。

それでは次に、食肉部の案につきまして事務局の説明をお願いいたします。

大橋幹事 それでは、審議事項資料三ページをござらんいただきますと存じます。

食肉部につきましては、食肉市場取引業務運営協議会で協議、調整されたものをもとに提案してございます。

臨時休業日の設定の考え方でございますが、四週八休型を基本に、需要の増加する十二月を除き、原則として毎週土曜日に設定するものでございます。ただし、五月に五連休となることを回避するとともに、八月に夏休みを設定いたします。臨時開場日につきましては、十二月における需要増に対応するために設定しております。

こうしたことから、平成二十二年の臨時休業日は、第二の一に記載のとおり、五月一日、及び十二月の各土曜日を除く土曜日、さらに八月十三日金曜日の四十七日でございます。臨時開場日では、十二月二十三日、十二月二十九日といたします。

カレンダーは四ページのとおりでございます。

以上でございます。

青山会長 食肉部の案についての説明が終わりました。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

ご意見、ご質問ないようでございますが、この案をもって決定させていただくということによろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

青山会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、水産物部及び青果部について、事務局の説明をお願いいたします。

大橋幹事 審議事項資料五ページをごらんいただきたく存じます。

水産物部・青果部につきましては、昨年に引き続きまして三月と六月に四週八休の試行を行いました。試行につきましては、水産物部・青果部の市場関係業者の皆様アンケート調査を行っております。そこでまず、アンケート調査の結果につきまして、概要を説明させていただき、その後、水産物部・青果部の案をご説明させていただきます。

アンケート調査の結果につきましては、全体を記載した本編に相当するちよつと厚いものと、概要を記載した薄いものの二つがございますが、概要をご説明させていただきます。

アンケート調査結果の概要をごらんください。表紙をおめくりいただきたく思います。左側一ページに目次がございますが、三ページまでは三月の試行について、四ページから六ページまでは六月の試行について、七、八ページはアンケート調査項目のうち、四週八休の評価について市場関係業界ごとに昨年と今年の結果を比較したものでございます。

三月と六月の結果は、若干異なっておりますけれども、三月のアンケートのときに評価を保留し、六月のアンケートで回答している事業者もあることから、直近の六月の結果を中心として、必要に応じて三月の結果及び本編の結果を加えてご説明させていただきます。

四ページをごらんいただきたく存じます。一のアンケートの回収状況でございますが、市場関係団体ごとに回収数、対象者数と回収率を記載してございます。右端の合計欄ですが、対象者数九千二百六に対し、回収数三千九百三十七で、回収率は四二・八%となっております。

次に、二の卸売業者を除く売り上げへの影響についてでございますが、「売り上げが減少した」とするのは一〇%台から五〇%台までであり、その原因は、本編には記載してございますが、休市前後で、休市分をカバーできないとする回答が多くなっております。「影響なし」は、四〇%台から六〇%台となっております。

三の経費への影響についてですが、青果卸は「経費が増加した」とするところが二〇%ありますけれども、経費が減少したところのほうは各業界とも多く、「影響なし」と回答したところが六〇%を超えております。

五ページをごらんいただきたく存じます。四の一の営業面からの四週八休の評価ですが、「試行したことはよかった」と回答いたしましたのは、水産、青果とも卸、仲卸が相対的に高く、川下のほうの青果買参、水産小売などが低くなっております。「問題はなかった」と回答したのも同様の傾向があり、「試行したことはよかった」、「問題はなかった」の両方を合わせた肯定的な評価は、川上で高く、川下は低くなっております。「売上げが減少した」「品質に問題があった」と回答したのも川下のほうが高くなっております。

四の二の勤務面からの評価でございますが、当然の結果かもしれませんが、「試行したことはよかった」「問題はなかった」とする肯定的意見がおおよそ九〇%以上となっております。

六ページをごらんいただきたく存じます。五の勤務状況についてですが、休市の従業員の勤務状況に違いがあったとしたのは、卸で五割強、水産、仲卸、青果仲卸はそれより低くなっております。「違いはなかった」、すなわち休市日でも営業日とかわらない勤務だったと回答したのが卸で四〇%台、仲卸で五〇%から六〇%台となっております。

六の一の休市日の業務についてですが、水産卸は、「業務をしなかった」と「何らかの業務を行った」割合が同じ五〇%でした。青果卸は、「何らかの業務を行った」のが八〇%となっております。水産仲卸は、「業務をしなかった」と回答したところが七五%となっております。青果仲卸は「業務をしなかった」が五六・二%となっております。

六の二の、同じく休市日の業務についてですが水産買参は五二・五%が店を休んだとしていますが、青果買参、水産小売、鮭商の七割から八割強が何らかの業務を行ったとしており、その内容は在庫商品で営業したが、最も高い割合でした。関連事業者は、九〇%以上の店が休んでおります。

次に七ページをごらんいただきたく存じます。四週八休の営業面の評価について、卸と仲卸の二十年と二十一年の比較を記載してございます。まず上段の三月について見ると、白抜きの「試行したことはよかった」とグレーの網かけの「問題はなかった」とを合わせた肯定的回答は、水産卸、青果卸は、二十一年のほうが二十年よりも高い割合となっておりますが、水産仲卸は減少し、青果仲卸では横ばいとなっております。六月については、下段でございませけれども、肯定的回答が青果卸を除いて、二十一年のほうが二十年よりも高い割合となっております。

八ページをごらんいただきたく存じます。四週八休の営業面の評価について、水産買参、青果買参、水産小売、鮪商、関連事業者の二十年と二十一年の比較を記載してございます。三月について見ますと、どの業界も二十年より二十一年のほうが肯定的評価が少なくなっております。六月についても関連業界を除いた業界で三月同様、二十年より二十一年のほうが肯定的評価は少なくなっております。

以上のアンケート調査結果から見ますと、四週八休型の休開市については、全体として理解が進んだ、評価が高まったとまではいかない状況にあると思います。四週八休型休市試行に関するアンケート調査結果の説明は以上でございます。

それでは先ほどの審議事項の資料の五ページをごらんいただきたく存じます。

平成二十二年の臨時開場日、臨時休業日の設定につきましては、三月と六月の試行結果と、全国中央卸売市場協会での議論を踏まえて、市場関係業界の皆様と協議を重ねた上で取りまとめたものでございます。まずこの資料に沿ってご説明をさせていただきます。その後でこうした臨時休業日等の設定になった理由と性格について述べさせていただきます。

第一の設定の考え方についてでございますが、(一)にありますように、四週六休型を基本に、原則として毎月第二番目、第四番目の水曜日に設定いたします。ただし、臨時休業日の設定によって、週三回以上の休業日となる場合はこれを回避しております。次に、(二)にありますように、八月に夏休みを八月十六日と十七日の二日間設定い

たします。これに伴いまして、第二水曜日である八月十一日は開場日といたします。さらに四週八休型の課題解決に向けて試行を継続し、三月と六月の第一週、及び第三週について水曜日を臨時休業日といたします。

第五週につきましては、月末需要に対応するため、また年度末、決算期末ということもありまして開場日といたします。その代替といたしまして四月七日、七月七日を臨時休業日といたします。その結果七月は、四週八休型休市日試行に関するアンケート調査の対象とはなりません。十二月二十六日は、中央卸売市場条例上は休業日ですが、年末需要を考慮いたしまして開場日といたします。その代替として十月六日を臨時休業日といたします。

次に二の臨時開場日についてですが、五月祝日等による三連休を回避するため、五月四日を臨時開場日といたします。また十二月二十六日については、先ほど述べましたとおりでございます。

以上によりまして平成二十二年の実施日は第二に記載してありますとおり、臨時休業日が二十四日、臨時開場日が二日ということになります。カレンダーは六ページのとおりでございます。

この二十二年のカレンダーにつきましては、昨年、今年と同様に三月と六月の二カ月間を試行対象といたしましたが、その理由は、アンケート調査結果にありますように、水産買参、青果買参、水産小売、鮪商では、平成二十一年と二十一年の試行に対する評価等を比較すると、二十一年のほう肯定的意見が減少していること、それから売り上げについても増加より減少のほうが三月、六月とも多くなっていることなどの状況を踏まえたことによります。

青果、水産物部の平成二十二年の休開市案についての説明は以上でございますが、今回の案を取りまとめるための協議の中で、水産物部・青果部双方から、今後の休業日、開場日の設定に当たりましては、各部類の出荷、販売、取引慣行等に応じ、より柔軟かつ弾力的な取り扱いを検討すべきだとの意見が出されております。都といたしましても、これにつきましては、景気後退による市場業者の厳しい経営状況や、労働環境の改善などの多角的な視点から検討を行う必要があると考えており、全国中央卸売市場協会理事都市と十分協議をしながら、平成二十三年の休

開市設定に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

青山会長　ありがとうございます。

水産物部・青果部について説明は終わりました。

ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

伊藤裕康委員、どうぞ。

伊藤（裕）委員　ただいまご説明がございましたように、この案に至るまで、それぞれの業界との意見調整に大分手間取ったということは事実でございます。それぞれに考え方が違うという面がございます。それを御都のいろいろな調整によってこの案にたどりついたということでございます。今お話がございましたように、二十二年に關しては、これで結構だと思えますが、二十三年の休開市日の設定に当たっては、今お話がございましたように十分にそれぞれの事情をよくお酌み取りいただきまして、慎重に休開市日を決めるようにご配慮願いたいということ強く希望いたします。

それからもう一つは、これは以前から申し上げておるんですが、休市日となった日の問題でございますけれども、やはり私どもとしては、必要に応じて休市日であっても、必要に応じて荷渡し、その他の必要が出てきた場合、柔軟にこれができるように、しかも広域性が失われない範囲でこれをぜひやらせていただきたい。現実にはやらせていただいているわけでございますけれども、依然としていろいろ御都のほうの規制が、条例その他かなりいろいろございまして、手続その他、書類の提出、その他が大変煩雑でございまして、非常にやりづらい面がございます。また、今回、いろいろ業界ごとの話し合いを通じて、たまたまはつきりわかったんですが、水産と青果において、東京都さんのほうの取り扱いが違つと。どちらかという、私も水産のほうが非常に手続が煩雑になっていると。非常にこの点がやりにくいと。休市日といっても、特に問題になるのは、連休のときでござい

まして、いろいろ荷渡しその他の必要性が出てくるんでございます。そういうときに、もっと柔軟に対応できるように、条例の面から、あるいは実際の運用の面で、御都のそれぞれのご担当において、こういう食い違いがないように、しかも本来の趣旨に沿って、休市日であってもそういう対応が柔軟にできるように一つご配慮願いたいと思います。このことを強く希望として申し上げます。

以上です。

青山会長　　どうもありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問がございましたらお願いします。伊野瀬委員どうぞ。

伊野瀬委員　　東京都生活共同組合連合会の伊野瀬と申します。ちょっと私も委員になったばかりなものですから、見当違いの発言になるかもしれませんが、私ども、生活共同組合は、消費者の立場、そして事業も行ってありますので、小売流通業という二つの側面を持っているわけですが、消費者の立場から申しまして、当然、安全・安心、そして価格が安いという商品、水産物、農産物、青果物を期待するわけですが、それと合わせて、やはり日本人の強い消費志向ということで、新鮮さということも非常に大事な要素であります、やはり安全・安心加えて新鮮なものを食べたい、食したいというところが多いと思うのであります。そういった点では、卸がこれ以上休業がふえていくということになりますと、そういった意味での消費者の要望から少し離れていく方向になってしまふのではないかとというのが一つございます。

それからもう一つ、小売業、物流業の立場、流通業の立場から言いますと、いまや年間を通して全日営業というのが業界では常識になりつつあるわけであります。これの善し悪しはいろいろ評価があると思います。しかし、毎日営業しているわけでありますから、当然、毎日商品を調達しなければいけない。特に生鮮物については新鮮なものを含めて毎日調達しなければいけないという関係になりますと、どうしても卸市場が休業が多くなるということになりますと、取引的にもおつき合いがしづらくなる。ますます市場外取引のところシフトを移していかなければ

ばならないという状況になってしまっわけでありまして、確かにこの業界での慣習だとか、いろんな意味での決まりがあるかと思うんですが、十分このアンケート結果等も反映しながら、いわゆるこれ以上休業を増やしていくということについては、できれば慎重に検討していただければという要望でございます。

青山会長 ありがとうございます。

ほかにご意見、羽根川委員どうぞ。

羽根川委員 羽根川と申します。先ほど大橋幹事のほうから、休日設定の考え方について、二十二年はこういう形でやるけれども、二十三年については、全中協のほうにも諮って対応していくんだという話があったのですが、この間、二十二年の休日設定に向けて、先ほど説明があったとおり、調整会議をしたわけです。その調整会議の中でも論議になったのが、先ほど伊藤委員から提起されている休日対応の問題です。具体的な内容で全中協にこの部分については諮っていくんだという論議が調整会議の中ではあったと思うんです。先ほどの大橋幹事の提起では、そういう調整会議の論議の部分については、全く触れられていないので、その辺をもう少し具体的に、この部分についてこうなんだという提起をまずしていただきたい。というのは、きょうたくさん委員の方が参加されていますが、調整会議に皆さん出席されていたわけではないので、調整会議に出ていない方については、その辺の論議がどういう形になったのか皆目検討もつかないわけですから、その辺についてもう少し深入った内容についてご説明願いたい。

一つは、休日対応ということでも、伊藤委員からも話があったんですが、そのほかにも、四週八休型に向けた試行についてどうなのかという論議もされているんです。その部分については言えば、昨年九月二日の第十二回取引業務運営協議会の中では、大橋幹事のほうから、はっきり言われているのは、「こう言われていました。」「四週八休型の実現に向けて、いろんな課題がある」と。今の休日対応もそうなんだろうが、課題を克服しながら休日日数を拡大していくんだと。四週八休型の試行は、今までの四週六休型から四週八休型に向けて行くんだという、そうい

う提起は大橋幹事からもされているんですね。ですからその辺も踏まえて、どういう形で具体的に全中協のほうに諮っていくのか、その部分非常に、来年についてはこの案で反対だとは言いませんが、四週八休型に向けて、どういうプロセス、スタンスで進めていくのか、その辺が昨年も質問したんですが、きょうの提起でもその辺があまりはつきりしていないので、その辺について詳しくご説明願いたいと。

青山会長 事務局、どうぞ。

大橋幹事 まず最初に休日対応についてでございますけれども、これは伊藤委員のほうからもご指摘ありましたが、市場休業日は一応取引はしないということになっておりますけれども、したがいまして、せり取引とか相対取引とすることはやっておりますけれども、実際に小売りの方から要望があればその要望にこたえていく。市場休業日に荷渡しを行うということはやっておられるのが実態だと思います。ところがそれがまだ必ずしも小売りに対して十分であるかどうかという点につきましてはまだ課題でありますので、事務手続きも含めまして、円滑化するよう改善に向けて取り組んでいきたいと考えております。

それからもう一つ、私のほうで説明をさせていただきました案に至るまでにいろいろな意見があったはずだということでございますけれども、これはここに委員の皆さん、調整会議に参加された皆さんがいらっしゃいますので、申し上げますけれども、四週八休につきましては、必ずしも市場業界全体で認識が一致しておりません。まず青果卸さんのほうからすれば、やはり従業員の労働環境を改善ということもございまして、それから産地からの要望といたことで、どうしても水曜日を休みにしていただきたいという要望を青果卸さんは強く受けております。それ以外の小売さんに行きますと、やはり市場が休みになれば、業務対応につきまして十分でないということのご不満もございまして、これ以上休業日をふやしてほしくないというご意見がございまして、これは水産の小売りの皆様のところにつきましても同じような状況でございます。したがいまして、四週八休拡大に向けて、このままの状態が進むということはできない状態だと認識しております。したがいまして、先ほどご説明申し上げましたように、

実態にあった形でもうちょっと工夫できないかということ、二十三年カレンダーに向けていろいろとご協議をさせていただきたいということでございます。

以上でございます。

青山会長　ありがとうございます。

羽根川委員どうぞ。

羽根川委員　大橋幹事に言いたいのですが、昨年の回答でも、今の話では四週八休型からすぐ移行、移行をすぐするなんていう話はしないんですね。四週八休型に向けての、三月、六月、試行したのは将来的に四週八休型を目指していくんだと。現状として、クリアしなければならない諸々の課題があるので、それらを克服し拡大していくんだという回答をされているんですよ。すぐに四週八休型となるのではなくて、それに向けて具体的にどうしていくのか、具体的なプロセスを説明してほしいという質問なんです。

青山会長　事務局、どうぞ。

大橋幹事　各業界の方々の四週八休に向けた取り組みについては認識が異なっております。先ほど申し上げましたように、進めるべきだという業界の方々と、いやそうではなくて、ここがもう限界だとおっしゃるところとあります。それらを全体で踏まえたと、四週八休型に向けて拡大していくべきだということには至らないというのが実態でございます。

青山会長　ほかにご意見はありますか。伊藤宏之委員、どうぞ。

伊藤（宏）委員　私も調整会議に毎回出ております。その中の認識では、ごく直近の会議でも、当然羽根川委員もご出席の会議ですが、最終到達点を四週八休にするという議論はしないということで私は認識しております。その間に解決しなければならぬ問題、きょうはたまたま隣の伊野瀬委員から発言がありましたけれども、私はこの臨時休市日と、市場の流通、いわゆる経路率、市場外流通とのサバイバル、こういったものによって影響があるの

かもっと慎重に検討してからその最終到達点を議論すべきだという発言を、やはり前回のこの会議で申し上げたと思うんです。今非常に市場が、景気が悪いから徐々に右肩下がりなのか、それともそういう構造上の問題でそういう影響が出ているのか、どちらかはつきりしなければいけない段階に来ているような気がします。ですから、臨時休開市日の件についても、個人的な意見とすればこれが限界だろうという意見ですが、しかしアンケートの中身等を見ると、私どもの団体からも影響が余りなかったという答えも出ています。ですから、一概に自分の考えで決めつけるべきではないと、最近よく思っていますけれども、今の段階では、四週八休が最終到達点であり、それに向けてプロセスを経て、そこに向かっていくんだという認識は全く持っておりませんので、その件について発言をさせていただきます。

以上です。

青山会長　ありがとうございます。

武井委員、どうぞ。

武井委員　今、皆さんからいろいろご意見があるわけですから、四週八休に全くこれは論外だというような感じは、私も委員の一人ですけれども、全然持っておりません。我々は四週八休に向かっていくんだと。それに到達するためにいろいろな問題を一つ一つ解決していきましようという形で我々は認識しております。四週八休は全く論外とは思っておりません。今も我々も大変少子高齢化の中で、なかなか人が採用できない。ましてや中央市場とは、これはどこでも同じ話かと思えますけれども、大変一般の市民の認識があまりよくない。要は、汚いから始まって、臭いだとか何だとかいろいろな諸条件があつて、認識上に一般の企業さんとかかなり差があります。しかしこれを何とか一般の企業と同じようなレベルに近づけていく努力を我々がしなければ、後に続く職員は入ってきません。現実、今職員がなかなか集まらない。これは我々の業界すべてそういうことではないかと思えますけれども、我々も産地のほうも、少子高齢化という形の中で大変今年齢がいつております。重たいものはつくらないと、こういうふ

うになる。例えば、大玉のスイカはもつつくらないと。持てないよと。こういうことが産地のほうからもある。我々もつくってくれよと言ってもできない。こういうことになってくる。したがって今、この流れというものを、世の流れというものも完全に無視をして、前々からこうなんだという形の中で、物を考えることについては大反対です。我々もできるだけ努力して、小売りの皆さん、また仲卸の皆さんそれぞれ休市中でも出てきて対応しております。しかし考え方としては、四週八休はそれに向かって行くべきだと私は思います。

青山会長 羽根川委員。

羽根川委員 伊藤委員のほうから、四週八休型に向けて行くんだということではないんだという発言があったのですが、私が言っているのは、昨年の十二回の運営協議会で、大橋幹事が発言している内容で、もう一度確認しますが、議事録に私のほうからの質問で、四週八休型の実現に向けて、今出されているような課題についてクリアして、そういう方向で進めていくんだということと考えてよろしいですかと質問しました。それに対して大橋幹事は、そういう課題を克服しながら拡大していくということですと回答されているんです。つまり、昨年の運営協議会の中でも、方向についてはそういう方向に進んでいくんだと。都のほうも確認しているんです。特別、私が四週八休型でやるんだと言っているのではなくて、行政のほうでもそういう回答されているということなんです。

青山会長 伊藤裕康委員どうぞ。

伊藤（裕）委員 今、四週八休が行くべきだとか、去年そういう議論があったじゃないかというお話が出ているのでございますが、武井委員がおっしゃる意味はよくわかります。私も同じ立場でございますので、職員の採用その他、いろんな面で事情は同じでございます。しかしながら、私は前から思っておるんですが、これは市場に働く者だけの、市場の経営に携わっている者だけの常識と言いますか、その考え方だけで決めてしまっているのだから。きょうの休開市を。市場というものは、やはり公益性のあるものでありまして、そのためにこうした審議会もあるし、それから東京都がこうやって開設者になって、公共のものとしてやっている。先ほど生協の方からもお話が

ございましたように、世間一般は、鮮度のよさを求める。そしてそれがほとんど毎日お店をあけて、そして消費者に対応しておられる事情が片方であるわけでございます。私どもとしても、そういうために供給責任があるわけでありまして、そういう点で、この休開市ということを決めるに当たっては、極めて慎重でなければならず、市場だけの理屈で決めてはならないと思うんです。公益性を十分に考えた上で、世間様から支持される市場でなければならぬ。先ほど場外流通との競争のお話が出ておりますけれども、それもまさに我々が公共的な設備によってこれをやっているわけですから、その点の配慮を十分にしなければいけない。したがって、このアンケート自身も、市場の業者、あるいは関連した業界だけの人たちのアンケートをとっても、それは市場だけの理屈なんです。全体をもっと見て、世間様から支持される。そしてまた大変利用しやすい市場として存続していけるように我々は考えていかなければいけない。その意味では決して四週八休を否定するわけではございませんけれども、これをもっと休日をこれ以上にさらにふやしていくことは、極めて問題が多いと私は思っております。

青山会長 ありがとうございます。事務局どうぞ。

大橋幹事 先ほど羽根川委員のご質問がありましたのでお答えしたいと思うんですが、昨年九月二日の運営協議会で私が申し上げたことには羽根川委員が言われたとおりでございます。私もそういうふうに認識しております。ただその場でも、水産仲卸の伊藤委員から、その認識は私は違うというご指摘も受けております。その後、二十二年のカレンダーの設定に向けて調整をしていく中で、水産業界の方々のほうは、これはもう限界だよということをはっきり意見として出ておりますので、先ほど申し上げたような状況になっているということでございます。

青山会長 ありがとうございます。

いろいろご意見が出ましたけれども、ほかにございますか。お聞きのように、市場における休日の問題、大変難しい問題があります。それぞれのご意見、私聞いておまして、それぞれがごもっともという感じが正直いたしております。これからもいろいろ協議を重ねて、よい結果を出していただけるように願っております。

が、差し当たって、二十二年の臨時休業日等につきまして、ご提案されているこの案についていかがでございますでしょうか。いろいろご意見をいただきましたけれども、原案のとおり、諮問に対して回答するというところでご了解いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

青山会長　ありがとうございます。

それでは、花き、食肉、青果、水産合わせまして、諮問いただきました件につきましては、原案のとおり答申するということを変更して皆様にご了解いただきたいと存じます。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

青山会長　どうもありがとうございました。

答申につきましては後日、会長から知事あてに提出させていただきます。

報告事項

青山会長　次に報告事項に入らせていただきます。

資料をごらんいただきましたと思います。報告事項は、東京都中央卸売市場における最近の状況についてでございます。事務局からご説明願います。

大橋幹事　それでは報告事項のページをごらんいただきたいと存じます。一の（一）は、最近五年間の卸売業者の取扱数量及び金額の推移を表とグラフで示しております。水産物部では、取扱数量が年々減少いたしまして、五年で十・八％減少し、取扱金額は同じく五年で六・五％減少しております。青果部も水産物部より減少幅は小さいですが、取扱数量で四・五％。取扱金額で一・六％の減少となっております。

食肉部は、取扱数量が九・五％減少する一方で、取扱金額は十・六％の増となっております。

花き部の取扱金額は、十九年まではほぼ横ばいで推移していましたが、二十年に減少し三・四％の減少となっております。

次に、二ページをごらんいただきたいと存じます。市場業者の経営状況でございます。

(ア)の卸売業者についてですが、卸売市場法に基づく平成十九年度の事業報告書の集計では、二十七業者のうち三業者となっております。(イ)の仲卸業者についてですが、各書類とも営業譲渡などにより、業者数は減少してきております。赤字業者の割合は、赤字業者数の欄の下段に括弧書きで記載していますが、全体で四〇％を超しており、仲卸業者の経営は依然として厳しい状況にかわりはございません。引き続き経営指導を行うとともに、今年度開始いたしました仲卸業者の団体等が販路拡大や新商品開発などの活性化事業を行う場合に支援する事業を通じて、経営基盤の強化に努めてまいります。

三ページをごらんいただきたいと存じます。

平成十八年度までの全国の卸売市場経由率を記載してございます。この卸売市場経由率は、農林水産省で調べておりまして、最近のデータで、平成十八年度ということになります。内容につきましてはごらんいただければと存じます。

ご説明は以上でございます。

青山会長 ありがとうございます。

報告事項の説明は終わりましたが、何かご質問などございますでしょうか。羽根川委員どうぞ。

羽根川委員 今の市場の状況ということで説明があったのですが、数字的に言っても厳しい状況と。先ほどの休開市の論議の中でも多々出ていたと思うのですが、取扱数量、金額もそうですし、市場経由率の問題を見ても、市場外流通が相当影響を与えているように思えるんです。そういう面では、農水のほうから数字が、資料が出ております

けれども、市場の活性化を図るためにも、市場外流通の規制をどうしていくのかという部分について、行政のほう、農水とも踏まえて、市場外流通の規制についてどうやっていくのか。その辺の検討をぜひ農水とやってもらいたいと思うんです。非常に大きな影響力を持つているんです。今の説明でも、数字的にも経由率についても取扱数量、金額についても年々右肩下がりになっていると。非常に圧迫されてきているので、やはり公共市場、卸売市場そのものを守っていく観点から言えば、その辺の市場外流通の規制についても検討していかなければならないのではないかと。意見として述べておきます。

青山会長　ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。ご質問がないようでございますので、報告事項についてはこれで終了させていただきます。

それでは、これで協議会は終了いたしますが、閉会の前に、岡田市場長からごあいさつがございます。

岡田市場長　取引業務運営協議会の終わりに当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまご答申をいただきました「東京都中央卸売市場の平成二十二年におけます臨時休業日及び臨時開場日の設定」につきましては、ご決定いただきました内容を、業界の皆様、並びに東京都の関係機関、全国中央卸売市場協会をはじめとする全国の市場関係者、出荷者に周知を徹底することといたしまして、円滑な市場運営につながるように努めてまいりたいと考えてございます。

それから、先ほどご審議の中でいただきましたいろいろなご意見でございますけれども、中央卸売市場といたしましては、二十三年に向けまして非常に重い課題をいただいたと思っております。お伺いいたしましたとおり、休業日に関するお考えにつきましては、いろいろ皆様方の中であるわけでございまして、片や消費者のニーズの問題、あるいは生産者のニーズの問題といった方から、市場関係者の労働条件の問題という形でいろいろあるという中で、来年度に向かってどうやっていくかということでございますけれども、ご意見は今年度の中でいろいろと尽

きていると思いますので、来年に向かって検討する中では、いろいろとその中でどうすればいいかということを実際に中央卸売市場として検討させていただいて、また皆様方にいろいろの意味でご意見をいただいて、進めていきたいと思っております。現在の中で、どういう形で決着できるかというのは、はっきり言って今わかりませんけれども、いただいた意見の中で真剣に議論させていただいて、一つの方向性が見つけられればなと思っておりますので、よろしく願いたいと思います。ありがとうございました。

青山会長　どうぞよろしく願います。

兵頭委員　会長、よろしいでしょうか。ちょっと会が終わる時点で、大変ご無礼なのですが。

青山会長　はいどうぞ。

兵頭委員　消費者といたしまして、今も都のほうでいろいろ考えるということですが、今は皆さんご存じのとおり、少子高齢化時代に向け、その上にまた人口が減少しているという社会現象をやはり十分にお考えいただいて、卸市場のことを、私どもがとやかく、その休みがどうかということよりも、そういうような市場が大きく生活環境が変化しておりますので、それに向けて、今、三つの青果であったり、花きであったり、水産業であったり、お魚だったり、そういうような部門のところでも、やはり食生活が随分変わってきたり、あるいは生活環境がかつてのような家庭の中で家族というよりも個の時代になりつつございますので、そういうような生活環境も十分に配慮いただいで、今後のご検討の中に加えていただければいかかと存じます。大変何か最後になって勝手なことを申し上げましたが、どうぞよろしく願いたいします。

青山会長　ありがとうございました。

閉　　会

青山会長　それでは、これもちまして、本日の協議会を閉会させていただきます。長時間にわたり、ご協力いただきましてまことにありがとうございました。

午後二時三四分　閉会